## 再生水利用に関する技術上の基準

## 水質基準等及び施設基準

	基準適用箇所	水洗用水	散水用水	修景用水	親水用水
大腸菌	再生処理施設出口	不検出 <sup>1)</sup>	不検出 <sup>1)</sup>	備考参照1)	不検出1)
濁度		(管理目標値)2度以下	(管理目標値)2度以下	(管理目標値)2度以下	2度以下
рН		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
外観		不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと
色度		_ 2)	_ 2)	40度以下²)	10度以下 <sup>2)</sup>
臭気		不快でないこと3)	不快でないこと³)	不快でないこと³)	不快でないこと3)
残留塩素	責任分界点	(管理目標値) 遊離残留塩素0.1mg/L又は結合残留塩素 0.4mg/L以上 <sup>4)</sup>	(管理目標値 <sup>4)</sup> ) 遊離残留塩素 0.1mg/L 又は結合残留塩素 0.4mg/L以上 <sup>5)</sup>	備考参照4)	(管理目標値 <sup>4)</sup> ) 遊離残留塩素0.1mg/L又は結合残留塩素 0.4mg/L以上 <sup>5)</sup>
施設基準		砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する 施設を設けること	砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること	砂ろ過施設又は同等以上の機能を有する施設を設けること	凝集沈殿 + 砂ろ過施設又は同等以上の機能 を有する施設を設けること
備考		<ol> <li>1)検水量は100mLとする(特定酵素基質培地法)</li> <li>2)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて基準値を設定</li> <li>3)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定</li> <li>4)供給先で追加塩素注入を行う場合には個別の協定等に基づくこととしても良い</li> </ol>	臭気強度を設定 4)消毒の残留効果が特に必要ない場合には	1000CFU/100mL)を採用 2)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて上乗せ基準値を設定	地法) 2)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて上乗せ基準値を設定 3)利用者の意向等を踏まえ、必要に応じて臭気強度を設定